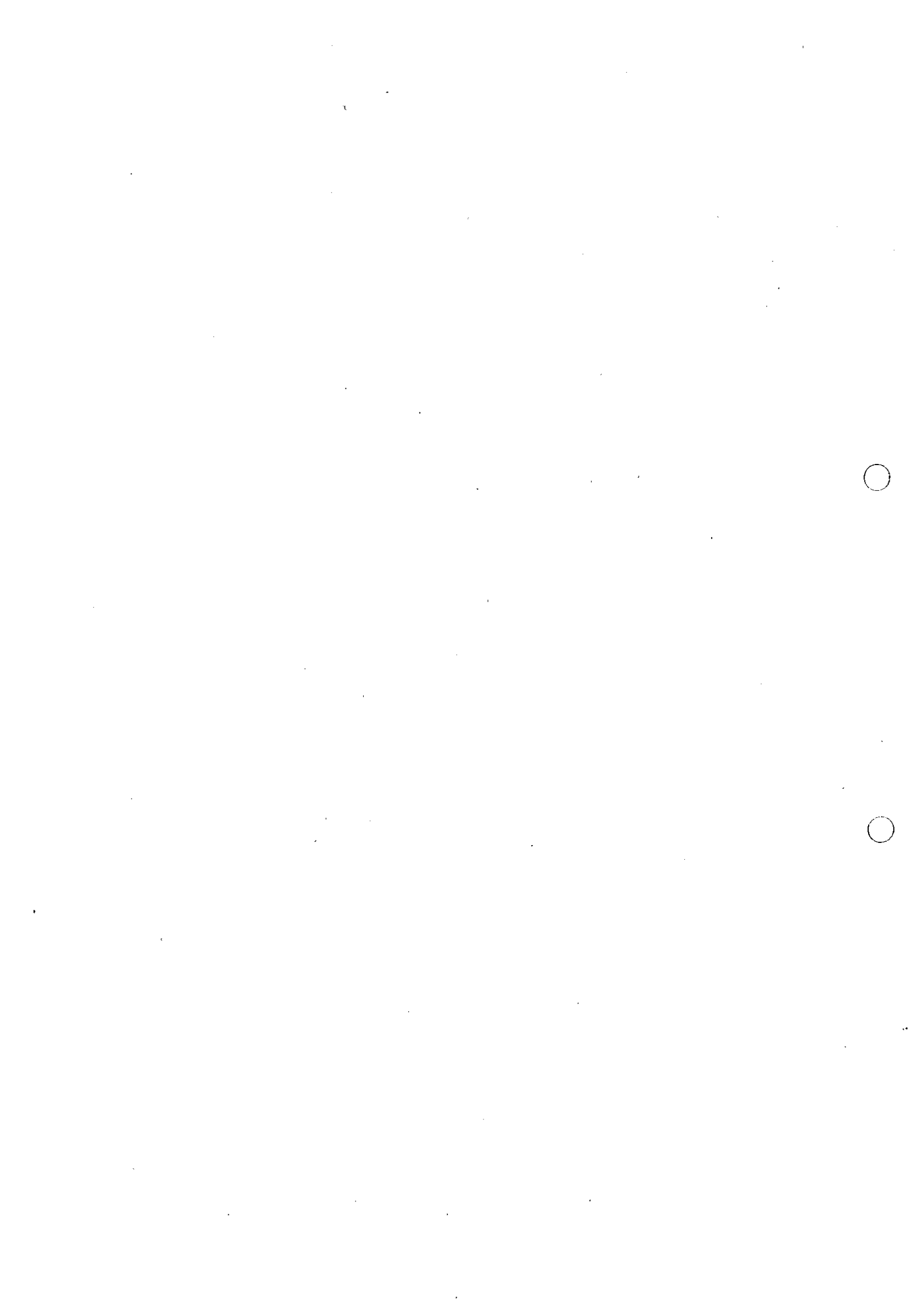


規則改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 一般職非常勤職員の任用等に関する規則（1頁）
- 2 東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（2頁）
- 3 東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（3頁）
- 4 一般職非常勤職員の任用等に関する規程（議会）（5頁）
- 5 警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（6頁）
- 6 東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（8頁）
- 7 東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（10頁）
- 8 東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（11頁）
- 9 東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（12頁）
- 10 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（13頁）
- 11 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（24頁）
- 12 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（35頁）
- 13 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（47頁）
- 14 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（57頁）
- 15 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（62頁）
- 16 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（68頁）



一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条（現行のとおり）

（定義）

第二条（現行のとおり）

一 一般職非常勤職員 一 会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと知事が認める場合は、この限りでない。

イ 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで

ロ 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで

ハ 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

二（現行のとおり）

第三条から第六条まで（現行のとおり）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（現行のとおり）	（現行のとおり）
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

第一条（略）

（定義）

第二条（略）

一 一般職非常勤職員 一 会計年度を通じて、おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事する者をいう。ただし、これにより難いと知事が認める場合は、この限りでない。

二（略）

第三条から第六条まで（略）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（略）	（略）
介護欠勤	一日	一日
（新設）		
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

改正案

現行

第一条（現行のとおり）

（定義）

第二条 この規則において、一般職非常勤職員とは、東京都教育庁並びに東京都教育事務所、東京都教育庁出張所及び教育機関（学校を除く。）に勤務する者のうち、一会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合は、この限りでない。

一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで

二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百一十四時間まで

三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

第三条から第六条まで（現行のとおり）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（現行のとおり）	（現行のとおり）
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

第一条（略）

（定義）

第二条 この規則において、一般職非常勤職員とは、東京都教育庁並びに東京都教育事務所、東京都教育庁出張所及び教育機関（学校を除く。）に勤務する者のうち、一会計年度を通じて、おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事するものをいう。ただし、これにより難いと東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合は、この限りでない。

第三条から第六条まで（略）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（略）	（略）
介護欠勤	一日	一日
（新設）		
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （定義）</p> <p>第二条 この規則において、一般職非常勤職員とは、一会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者をいう。ただし、これにより難いと東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 一月当たりの勤務日数（勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務日数を勤務月数で除した日数）が十日から十六日まで</p> <p>二 一月当たりの勤務時間（勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務時間を勤務月数で除した時間）が八十五時間十五分から百二十四時間まで</p> <p>三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで</p> <p>第三条から第六条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この規則において、一般職非常勤職員とは、一会計年度を通じて、おおむね一月当たり十六日又は職務の性質上これにより難い場合は一任期につき百九十二日を超えない範囲で月十六日相当の日数、かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事する者をいう。ただし、これにより難いと東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合は、この限りでない。</p> <p>第三条から第六条まで（略）</p>

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び 傷病欠勤	(現行のとおり)	(現行のとおり)
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤 から遅参 早退まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び 傷病欠勤	(略)	(略)
介護欠勤	一日	一日
(新設)		
私事欠勤 から遅参 早退まで	(略)	(略)

一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条（現行のとおり）

（定義）

第二条 この規程において、一般職非常勤職員とは、一会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと議長が認める場合は、この限りでない。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

第三条から第六条まで（現行のとおり）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び 傷病欠勤	（現行のとおり）	（現行のとおり）
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤 から遅参 早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

第一条（略）

（定義）

第二条 この規程において、一般職非常勤職員とは、一会計年度を通じて、おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事する者をいう。ただし、これにより難いと議長が認める場合は、この限りでない。

第三条から第六条まで（略）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び 傷病欠勤	（略）	（略）
介護欠勤	一日	一日
（新設）		
私事欠勤 から遅参 早退まで	（略）	（略）

改正案

現行

第1条（現行のとおり）

第1条（略）

（定義）

（定義）

第2条 一般職非常勤職員は、1会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと警視総監が認める場合は、この限りでない。

第2条 一般職非常勤職員は、1会計年度を通じて、おおむね1月当たり16日かつ1日当たり7時間45分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事する者をいう。ただし、これにより難いと警視総監が認める場合は、この限りでない。

- (1) 1月当たりの勤務日数がおおむね11日から16日まで
- (2) 1月当たりの勤務時間がおおむね8.5時間1.5分から12.4時間まで
- (3) 1日の勤務時間が5時間30分から7時間45分まで

第3条から第7条まで（現行のとおり）

第3条から第7条まで（略）

別表（第4条関係）

別表（第4条関係）

事	由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休 職		1日	1日
傷病欠勤		1日	1日
介護欠勤		1日	1日
育児欠勤		1日	1日
私事欠勤		1日	3日
無届欠勤		1日	4日
遅参早退		3回	1日

事	由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休 職		1日	1日
傷病欠勤		1日	1日
介護欠勤		1日	1日
(新設)			
私事欠勤		1日	3日
無届欠勤		1日	4日
遅参早退		3回	1日

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 (警視庁音楽技術指導員の設置に関する規程及び警視庁教育 参与の設置に関する規程の廃止)</p> <p>2 警視庁音楽技術指導員の設置に関する規程（平成27年3 月31日訓令甲第24号）及び警視庁教育参与の設置に関す る規程（平成27年3月31日訓令甲第25号）は、廃止す る。 (経過措置)</p> <p>3 この訓令の施行の前日に設置された特別職の非常勤の職の うち、警務部長が別に定める職については、この訓令による 改正後の警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（以 下「改正後の規程」という。）第4条第5項第1号に規定する 前年度に設置されていた職とみなす。</p> <p>4 前項の警務部長が別に定める職に任用されている職員が、 改正後の規程第4条第5項第1号の規定による公募によらな い任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、 一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の 同条第6項に規定する公募によらない再度任用の回数の上 限は、同項の規定にかかわらず、警務部長が別に定める。</p>	

東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月 日

東京消防庁
消防総監 村上 研一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 一般職非常勤職員 1会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと消防総監が認める場合は、この限りでない。 ア 1月当たりの勤務日数がおおむね11日から16日まで イ 1月当たりの勤務時間がおおむね8時間15分から124時間まで ウ 1日の勤務時間が5時間30分から7時間45分まで [(2) 略] 別表（第4条関係）			(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 一般職非常勤職員 1会計年度を通じて、 <u>おおむね1月当たり16日かつ1日当たり7時間45分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事する者をいう。</u> ただし、これにより難いと消防総監が認める場合は、 <u>この限りではない。</u> [新設] [新設] [新設] [(2) 同左] 別表（第4条関係）		
事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数	事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
[略]			[同左]		
介護欠勤	1日	1日	介護欠勤	1日	1日
育児欠勤	1日	1日	[同左]		
[略]					
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。					

附 則

- この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、人事部長が別に定める職

については、この訓令による改正後の東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第4条第5項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

- 3 前項の人事部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第4条第5項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第6項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、人事部長が別に定める。

改正案

現行

第一条（現行のとおり）
（定義）

第一条（略）
（定義）

第二条 この規程において、一般職非常勤職員とは、一会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと交通局長（以下「局長」という。）が認める場合は、この限りでない。

一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで

二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで

三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

第三条から第六条まで（現行のとおり）

第三条から第六条まで（略）

別表（第四条関係）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数 （現行のとおり）	換算後の欠勤等の日数 （現行のとおり）
休職及び傷病欠勤		
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

事由	欠勤等の日数及び回数 （略）	換算後の欠勤等の日数 （略）
休職及び傷病欠勤		
介護欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

改正案

第一条（現行のとおり）

（定義）

第二条 この規程において、一般職非常勤職員とは、一会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと水道局長（以下「局長」という。）が認める場合は、この限りでない。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百一十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

第三条から第六条まで（現行のとおり）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（現行のとおり）	（現行のとおり）
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

現行

第一条（略）

（定義）

第二条 この規程において、一般職非常勤職員とは、一会計年度を通じて、おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事する者をいう。ただし、これにより難いと水道局長（以下「局長」という。）が認める場合は、この限りでない。

第三条から第六条まで（略）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び傷病欠勤	（略）	（略）
介護欠勤	一日	一日
（新設）		
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

改正案

現行

第一条（現行のとおり）
（定義）

第一条（略）
（定義）

第二条 この規程において、一般職非常勤職員とは、一会計年度を通じて、次に掲げる要件を全て満たす非常勤の職に従事する者（これに相当する者を含む。）をいう。ただし、これにより難いと下水道局長（以下「局長」という。）が認める場合は、この限りでない。

第二条 この規程において、一般職非常勤職員とは、一会計年度を通じて、おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する非常勤の職に従事する者をいう。ただし、これにより難いと下水道局長（以下「局長」という。）が認める場合は、この限りでない。

一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで

二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで

三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

第三条から第六条まで（現行のとおり）
別表（第四条関係）

第三条から第六条まで（略）
別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数		換算後の欠勤等の日数	
	（現行のとおり）		（現行のとおり）	
休職及び傷病欠勤	一日	一回	一日	一回
介護欠勤	一日	一回	一日	一回
育児欠勤	一日	一回	一日	一回
私事欠勤から遅参 早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

事由	欠勤等の日数及び回数		換算後の欠勤等の日数	
	（略）		（略）	
休職及び傷病欠勤	一日	一回	一日	一回
介護欠勤	一日	一回	一日	一回
（新設） 私事欠勤から遅参 早退まで	（略）	（略）	（略）	（略）

改正案

現行

<p>第一条（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略）</p>
<p>（勤務時間）</p>	<p>（勤務時間）</p>
<p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて任命権者が定める。</p>	<p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一日について七時間四十五分とする。</p>
<p>（勤務日数及び勤務日の割振り）</p>	<p>（勤務日数及び勤務日の割振り）</p>
<p>第三条 職員の勤務日数はおおむね一月当たり十一日以上十六日以内とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて任命権者が定める。 2及び3（現行のとおり）</p>	<p>第三条 職員の勤務日数は月十六日とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて任命権者が定める。 2及び3（略）</p>
<p>第四条から第十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第四条から第十一条まで（略）</p>
<p>（年次有給休暇）</p>	<p>（年次有給休暇）</p>
<p>第十二条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一月当たりの勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）に応じて、一会計年度において別表第二のとおりとする。</p>	<p>第十二条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間に応じて、一会計年度において別表第一のとおりとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が十二月に満たない職員の年次有給休暇については、一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三のとおりとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない職員の年次有給休暇については、別表第二のとおりとする。</p>

3 前二項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日(以下この項において「任用日」という。)前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下「前付与日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに一月当たりの勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第四に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (現行のとおり)

(年次有給休暇の単位)

第十三条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一時間を単位として与えることができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任

3 前二項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日(以下この項において「任用日」という。)前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下「前付与日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間及び任用日の属する一會計年度において引き続き在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (略)

(年次有給休暇の単位)

第十三条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一の年度において五日の範囲内(その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で一時間を単位として与えることができる。

(新設)

命権者は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

3| 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって一日とする。ただし、第二項の規定により勤務する必要のある職員の「一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日」の換算については、総務局長が別に定める。

(削除)

4 半日を単位とする年次有給休暇は、一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分とする。ただし、第三項第二項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、総務局長が別に定める。

5及び6 (現行のとおり)

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規則に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日(第十

2| 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、八時間をもって一日とする。

3| 第一項ただし書の規定にかかわらず、第三項第二項の規定により一日の勤務時間が七時間四十五分でない職員が一回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときは、一の年度において五日の範囲内で一時間を単位として与えることができる年次有給休暇に含まない。ただし、その年度の最後において、前項の規定により一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算した場合に一日未満の端数があるときは、この限りでない。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、四時間とする。

5及び6 (略)

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規則に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日(第十

二条第三項に規定する職員については、別表第二に定める日数を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二曆日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3（現行のとおり）

第十五条から第二十三条まで（現行のとおり）

（夏季休暇）

第二十四条（現行のとおり）

2 夏季休暇は、一日を単位とし、一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数以内で承認する。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の夏季休暇については、総務局長が別に定める。

第二十五条及び第二十六条（現行のとおり）

（介護休暇を承認することができる職員）

第二十七条（現行のとおり）

一 在職期間が一年以上である職員

二条第三項に規定する職員については、別表第一に定める日数を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二曆日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3（略）

第十五条から第二十三条まで（略）

（夏季休暇）

第二十四条（略）

2 夏季休暇は、一日を単位とし、三日以内で承認する。ただし、第三条第二項の規定により一日の勤務時間が七時間四十五分でない職員の夏季休暇については、総務局長が別に定める。

第二十五条及び第二十六条（略）

（介護休暇を承認することができる職員）

第二十七条（略）

一 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である職員

二 (現行のとおり)

第二十八条 (現行のとおり)

(介護時間を承認することができる職員)

第二十九条 任命権者は、職員が在職期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第三十条 (現行のとおり)

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十一条 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、総務局長が別に定める。

2 (現行のとおり)

第三十二条 (現行のとおり)

二 (略)

第二十八条 (略)

(介護時間を承認することができる職員)

第二十九条 任命権者は、職員が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第三十条 (略)

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十一条 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

2 (略)

第三十二条 (略)

別表第一（第二条関係）

一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十五日	五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十四日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十三日	六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十二日	七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十一日	七時間四十五分

別表第一（第十二条、第十四条関係）

在職期間	付与日数
一年未満	十日
一年	十一日
二年	十二日
三年	十四日
四年	十六日
五年	十八日
六年以上	二十日

別表第二(第十二条、第十四条関係)

在職期間	月当たりの勤務日数	
	十五日及び 十六日	十一日から 十四日まで
一年未満	十日	五日
一年	十一日	六日
二年	十二日	六日
三年	十四日	八日
四年	十六日	九日
五年	十八日	十日
六年以上	二十日	十一日

別表第二(第十二条関係)

在職する期間	付与日数
十一月	十日
十月	九日
九月	八日
八月	七日
七月	七日
六月	六日
五月	五日
四月	四日
三月	三日
二月	二日
一月	一日

別表第三（第十二条関係）

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	在職する期間	一月当たりの勤務日数
											十五日及び十六日	十一日から十四日まで
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日		
〇日	〇日	〇日	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日		

別表第三（第十二条関係）

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間
												一年未満	一年
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日		
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日		
二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日		
二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日		
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日		
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日		

別表第四 (第十二条関係)

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職期間												在職期間 する期間
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日	一年未満
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十一日	一年
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	二年
二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	三年
二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日	四年
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日	五年
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日	六年以上

(新設)

ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職期間	
												在職期間	勤務日数
〇日												一年未満	一年未満
												一年	一年
												二年	二年
												三年	三年
												四年	四年
												五年	五年
												六年以上	六年以上

(新設)

別表第五(第二十四条関係)

一月当たりの勤務日数		承認日数
十六日		三日
十五日		三日
十四日		二日
十三日		二日
十二日		二日
十一日		二日

(新設)

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。</p> <p>（勤務日数及び勤務日の割振り）</p> <p>第三条 職員の勤務日数はおおむね一月当たり十一日以上十六日以内とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて教育委員会が定める。</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第四条から第十一条まで（現行のとおり）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十二条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一月当たりの勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）に応じて、一会計年度において別表第二のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が十二月に満たない職員の</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一日について七時間四十五分とする。</p> <p>（勤務日数及び勤務日の割振り）</p> <p>第三条 職員の勤務日数は月十六日とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第四条から第十一条まで（略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十二条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間に応じて、一会計年度において別表第一のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない職員の年次有給休暇については、別表</p>

年次有給休暇については、一月当たりの勤務日数及び在職する期間に依りて、別表第三のとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合その年度の年次有給休暇は、職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに一月当たりの勤務日数、在職期間及び任用日の属する期間に依りて、別表第四に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (現行のとおり)

(年次有給休暇の単位)

第十三条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一時間を単位として与えることができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、半日又は一

第二のとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合その年度の年次有給休暇は、職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間及び任用日の属する一会計年度において引き続き在職する期間に依りて、別表第三に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (略)

(年次有給休暇の単位)

第十三条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で一時間を単位として与えることができる。

時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

3 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって一日とする。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分とする。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、教育長が別に定める。

5 及び 6 （現行のとおり）

（年次有給休暇の繰越し）

第十四条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規則に規定する職

2| 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、八時間をもって一日とする。

3| 第一項ただし書の規定にかかわらず、第三条第二項の規定により一日の勤務時間が七時間四十五分でない職員が一回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときは、一の年度において五日の範囲内で一時間を単位として与えることができる年次有給休暇に含まない。ただし、その年度の最後において、前項の規定により一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算した場合に一日未満の端数があるときは、この限りでない。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、四時間とする。

5 及び 6 （略）

（年次有給休暇の繰越し）

第十四条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規則に規定する職

員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日（第十二条第三項に規定する職員については、別表第一に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3（現行のとおり）

第十五条から第二十三条まで（現行のとおり）

（夏季休暇）

第二十四条（現行のとおり）

2 夏季休暇は、一日を単位とし、一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数以内で承認する。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の夏季休暇については、教育長が別に定める。

第二十五条及び第二十六条（現行のとおり）

員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日（第十二条第三項に規定する職員については、別表第一に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3（略）

第十五条から第二十三条まで（略）

（夏季休暇）

第二十四条（略）

2 夏季休暇は、一日を単位とし、三日以内で承認する。ただし、第三条第二項の規定により一日の勤務時間が七時間四十五分でない職員の夏季休暇については、東京都教育委員会教育長が別に定める。

第二十五条及び第二十六条（略）

(介護休暇を承認することができる職員)

第二十七条 (現行のとおり)

一 在職期間が一年以上である職員

二 (現行のとおり)

(介護時間)

第二十八条 介護時間については、規則第二十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内(東京都の一般職の非常勤の職員として介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。)」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは、「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(次項において「基準時間」という。)」と、同条第三項中「第二十一条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十一条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

(介護時間を承認することができる職員)

第二十九条 教育委員会は、職員が在職期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第三十条 (現行のとおり)

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

(介護休暇を承認することができる職員)

第二十七条 (略)

一 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である職員

二 (略)

(介護時間)

第二十八条 介護時間については、規則第二十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内(東京都の一般職の非常勤の職員として介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。)」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、同条第三項中「第二十一条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十一条」と読み替えるものとする。

(介護時間を承認することができる職員)

第二十九条 教育委員会は、職員が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第三十条 (略)

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十一条 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

2 (現行のとおり)

第三十二条 (現行のとおり)

第三十一条 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

2 (略)

第三十二条 (略)

別表第一(第二条関係)

一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十五日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間三十分又は七時間四十五分
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間三十分又は七時間四十五分
十五日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間三十分又は七時間四十五分

別表第一(第十二条、第十四条条関係)

在職期間	付与日数
一年未満	十日
一年	十一日
二年	十二日

十四日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十三日	六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十二日	七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十一日	七時間四十五分

別表第二(第十二条、第十四条関係)

在職期間	月当たりの勤務日数	十五日及び 十六日	十一日から 十四日まで
一年未満		十日	五日
一年		十一日	六日
二年		十二日	六日
三年		十四日	八日
四年		十六日	九日
五年		十八日	十日
六年以上		二十日	十一日

三年	十四日
四年	十六日
五年	十八日
六年以上	二十日

別表第二(第十二条関係)

在職する期間	付与日数
十一月	十日
十月	九日
九月	八日
八月	七日
七月	七日
六月	六日
五月	五日
四月	四日
三月	三日
二月	二日
一月	一日

別表第三(第十二条関係)

在職する期間	一月当たりの勤務日数												
	十五日及び 十六日	十一日から 十四日まで	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
	一〇日	五日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日

別表第三(第十二条関係)

在職する期間	在職期間																		
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日

別表第四 (第十二条関係)

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職期間											
在職期間											一年未満
在職期間											一年
在職期間											二年
在職期間											三年
在職期間											四年
在職期間											五年
在職期間											六年以上
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日
二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日

(新設)

ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

在職期間		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
在職期間	一年未満				一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日
	一年				一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
	二年				一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
	三年				二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日
	四年				二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日
	五年				二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日
	六年以上				二日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日

〇日

別表第五(第二十四条関係)

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

(新設)

改正案	現行
<p>第一条 (現行のとおり)</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次条に規定する一月当たりの勤務日数(勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務日数を勤務月数で除した日数をいう。以下同じ。)に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から、職務の性質に応じて東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める。</p> <p>(勤務日数及び勤務日の割振り)</p> <p>第三条 職員の一月当たりの勤務日数は、十一日以上十六日以内とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて教育委員会が定める。</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>第四条から第十一条まで (現行のとおり)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一日について七時間四十五分とする。</p> <p>(勤務日数及び勤務日の割振り)</p> <p>第三条 職員の勤務日数は、月十六日又は職務の性質によりこれにより難い場合は一任期につき百九十二日を超えない範囲で月十六日相当の日数とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第四条から第十一条まで (略)</p>

(年次有給休暇)

第十二条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一月当たりの勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）に応じて、一会計年度において別表第二のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が十二月に満たない職員の場合、年次有給休暇については、一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三のとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに一月当たりの勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に及び、別表第四に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (現行のとおり)

(年次有給休暇)

第十二条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間に応じて、一会計年度において別表第一のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない職員の場合、年次有給休暇については、別表第二のとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間及び任用日の属する一会計年度において引き続き在職する期間に及び、別表第三に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (略)

(年次有給休暇の単位)

第十三条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一時間を単位として与えることができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、規則第十一条第二項に規定する教育職員等に相当すると東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認める職員(以下「教育職員等に相当する職員」という。)については、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として与えることができる。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、教育職員等に相当する職員以外の職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を与えてはならない。

4 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間)をもって一日とする(教育職員等に相当する職員については、七時間四十五分をもって一日とする。)。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

(年次有給休暇の単位)

第十三条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一の年度において五日の範囲内(その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で一時間を単位として与えることができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、規則第十一条第二項に規定する教育職員等に相当すると教育長が認める職員(以下「教育職員等に相当する職員」という。)については、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として与えることができる。

3 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、八時間をもって一日とする。ただし、教育職員等に相当する職員については、七時間四十五分をもって一日とする。

4 第一項ただし書の規定にかかわらず、第三条第二項の規定により一日の勤務時間が七時間四十五分でない職員が一回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときは、一の年度において

5 半日を単位とする年次有給休暇は、一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分とする。ただし、第二条第二項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、教育長が別に定める。

6 及び 7 (現行のとおり)

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規則に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日（第二条第三項に規定する職員については、別表第二に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2 及び 3 (現行のとおり)

第十五条から第二十三条まで (現行のとおり)

て五日の範囲内で一時間を単位として与えることができる年次有給休暇に含まない。ただし、その年度の最後において、前項の規定により一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算した場合に一日未満の端数があるときは、この限りでない。

5 半日を単位とする年次有給休暇は、四時間とする。

6 及び 7 (略)

(年次有給休暇の繰越し)

第十四条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規則に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日（第二条第三項に規定する職員については、別表第一に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2 及び 3 (略)

第十五条から第二十三条まで (略)

(夏季休暇)

第二十四条 (現行のとおり)

2 夏季休暇は、一日を単位とし、一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数以内で承認する。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の夏季休暇については、教育長が別に定める。

第二十五条及び第二十六条 (現行のとおり)

(介護休暇を承認することができる職員)

第二十七条 教育委員会は、職員が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。

一 在職期間が一年以上である職員

二 (現行のとおり)

(介護時間)

第二十八条 介護時間については、規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内(東京都の一般職の非常勤の職員として介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。)」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(次項において「基準時間」という。)」と、同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十二条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

(夏季休暇)

第二十四条 (略)

2 夏季休暇は、一日を単位とし、三日以内で承認する。ただし、第三条第二項の規定により一日の勤務時間が七時間四十五分でない職員の夏季休暇については、教育長が別に定める。

第二十五条及び第二十六条 (略)

(介護休暇を承認することができる職員)

第二十七条 教育委員会は、職員が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。

一 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である職員

二 (略)

(介護時間)

第二十八条 介護時間については、規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内(東京都の一般職の非常勤の職員として介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。)」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十二条」と読み替えるものとする。

(介護時間を承認することができる職員)

第二十九条 教育委員会は、職員の在職期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第三十条 (現行のとおり)

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十一条 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

2 (現行のとおり)

第三十二条 (現行のとおり)

(介護時間を承認することができる職員)

第二十九条 教育委員会は、職員が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第三十条 (略)

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十一条 一時間を単位として使用した第二十一条及び第二十五条に規定する休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

2 (略)

第三十二条 (略)

別表第一(第二条関係)

一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十五日	五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十四日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十三日	六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十二日	七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十一日	七時間四十五分

別表第二(第十二条、第十四条関係)

在職期間	一月当たりの勤務日数	十五日及び	十一日から
		十六日	十四日まで
一年未満	十日	五日	
一年	十一日	六日	
二年	十二日	六日	
三年	十四日	八日	
四年	十六日	九日	
五年	十八日	十日	
六年以上	二十日	十一日	

別表第二(第十二条、第十四条関係)

在職期間	付与日数
一年未満	十日
一年	十一日
二年	十二日
三年	十四日
四年	十六日
五年	十八日
六年以上	二十日

別表第三(第十二条関係)

在職する期間	一月当たりの勤務日数	
	十五日及び 十六日	十一日から 十四日まで
十一月	十日	五日
十月	九日	五日
九月	八日	五日
八月	七日	五日
七月	七日	五日
六月	六日	三日
五月	五日	二日
四月	四日	一日
三月	三日	〇日
二月	二日	〇日
一月	一日	〇日

別表第二(第十二条関係)

在職する期間	付与日数
十一月	十日
十月	九日
九月	八日
八月	七日
七月	七日
六月	六日
五月	五日
四月	四日
三月	三日
二月	二日
一月	一日

別表第四（第十二条関係）

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職期間		十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
在職期間	する期間	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日
		一年	一年	二年	二年	三年	三年	四年	四年	五年	五年	六年	六年

別表第三（第十二条関係）

在職期間		十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
在職期間	する期間	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日
		一年	一年	二年	二年	三年	三年	四年	四年	五年	五年	六年	六年

ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職期間	
												する期間	在職期間
〇	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	未滿	一年
	一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	一年	一年
	一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二年	二年
	二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	三年	三年
	二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	四年	四年
	二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	五年	五年
	三日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	以上	六年

(新設)

別表第五 (第二十四条関係)

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

(新設)

改正案

現行

<p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて議長が定める。</p> <p>（勤務日数及び勤務日の割振り）</p> <p>第三条 職員の勤務日数はおおむね一月当たり十一日以上十六日以内とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて議長が定める。</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第四条から第十条まで（現行のとおり）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十一条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一月当たりの勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）に応じて、一会計年度において別表第二のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が十二月に満たない職員の年次有給休暇については、一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三のとおりとする。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一日について七時間四十五分とする。</p> <p>（勤務日数及び勤務日の割振り）</p> <p>第三条 職員の勤務日数は月十六日とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて議長が定める。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第四条から第十条まで（略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十一条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間に応じて、一会計年度において別表第一のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一会計年度において引き続き在職する期間が十二月に満たない職員の年次有給休暇については、別表第二のとおりとする。</p>
---	--

3 前二項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日(以下この項において「任用日」という。)前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下「前付与日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに一月当たりの勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第四に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (現行のとおり)

(年次有給休暇の単位)

第十二条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一時間を単位として与えることができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、議長は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、議長

3 前二項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であつた者が引き続き職員として新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日(以下この項において「任用日」という。)前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下「前付与日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前一年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数並びに東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間及び任用日の属する「会計年度」において引き続き在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (略)

(年次有給休暇の単位)

第十二条 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一の年度において五日の範囲内(その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で一時間を単位として与えることができる。

(新設)

は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

3| 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって一日とする。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、局長が別に定める。

(削除)

4 半日を単位とする年次有給休暇は、一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分とする。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、局長が別に定める。

5及び6 (現行のとおり)

(年次有給休暇の繰越し)

第十三条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規則に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日(第十一

2| 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、八時間をもって一日とする。

3| 第一項ただし書の規定にかかわらず、第三条第二項の規定により一日の勤務時間が七時間四十五分でない職員が一回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときは、一の年度において五日の範囲内で一時間を単位として与えることができる年次有給休暇に含まない。ただし、その年度の最後において、前項の規定により一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算した場合に一日未満の端数があるときは、この限りでない。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、四時間とする。

5及び6 (略)

(年次有給休暇の繰越し)

第十三条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規則に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、二十日(第十

条第三項に規定する職員については、別表第二に定める日数を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3（現行のとおり）

第十四条から第二十二條まで（現行のとおり）

（夏季休暇）

第二十三條（現行のとおり）

2 夏季休暇は、一日を単位とし、一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数以内で承認する。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の夏季休暇については、局長が別に定める。

第二十四條及び第二十五條（現行のとおり）

（介護休暇を承認することができる職員）

第二十六條（現行のとおり）

一 在職期間が一年以上である職員

一条第三項に規定する職員については、別表第二に定める日数を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2及び3（略）

第十四条から第二十二條まで（略）

（夏季休暇）

第二十三條（略）

2 夏季休暇は、一日を単位とし、三日以内で承認する。ただし、第三条第二項の規定により一日の勤務時間が七時間四十五分でない職員は、局長が別に定める。

第二十四條及び第二十五條（略）

（介護休暇を承認することができる職員）

第二十六條（略）

一 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である職員

二 (現行のとおり)

第二十七条 (現行のとおり)

(介護時間を承認することができる職員)

第二十八条 議長は、職員が在職期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第二十九条 (現行のとおり)

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十条 一時間を単位として使用した第二十条及び第二十四条に規定する休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一日とする。ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第二十条及び第二十四条に規定する休暇の日への換算については、局長が別に定める。

2 (現行のとおり)

第三十一条 (現行のとおり)

別表第一 (第二条関係)

二 (略)

第二十七条 (略)

(介護時間を承認することができる職員)

第二十八条 議長は、職員が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第二十九条 (略)

(一時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第三十条 一時間を単位として使用した第二十条及び第二十四条に規定する休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

2 (略)

第三十一条 (略)

(新設)

別表第三(第十一條関係)

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	在職する期間	一月当たりの勤務日数
											十五日及び 十六日	十五日及び 十六日
											十一日から 十四日まで	十一日から 十四日まで
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	〇日	〇日
											〇日	〇日
											〇日	〇日
											一日	二日
											三日	五日
											五日	五日
											五日	五日
											五日	五日

六年以上	五年	四年	三年	二年
二十日	十八日	十六日	十四日	十二日
十一日	十日	九日	八日	六日

別表第二(第十一條関係)

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	在職する期間	付与日数
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日		

六年以上	五年	四年	三年	二年
二十日	十八日	十六日	十四日	十二日

別表第四 (第十一条関係)

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職期間		在職期間 する期間	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一年未満	一年	一月	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
二年	三年	一月	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
四年	五年	一月	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
六年以上		一月	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日

別表第三 (第十一条関係)

在職期間		在職期間 する期間	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一年未満	一年	一月	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
二年	三年	一月	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
四年	五年	一月	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
六年以上		一月	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日

ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

在職期間		勤務日数											
在職期間	勤務日数	勤務日数											
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
〇日	一年未満				一月	二月	三月	五月	五月	五月	五月	五月	五月
	一年				一月	二月	四月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
	二年				一月	二月	四月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
	三年				二月	三月	五月	八月	八月	八月	八月	八月	八月
	四年				二月	四月	五月	九月	九月	九月	九月	九月	九月
	五年				二月	四月	六月	十月	十月	十月	十月	十月	十月
	六年以上				二月	四月	七月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月

(新設)

別表第五(第二十三条関係)

一月当たりの勤務日数		承認日数
十六日		三日
十五日		三日
十四日		二日
十三日		二日
十二日		二日
十一日		二日

(新設)

警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程
 (平成27年3月30日訓令甲第17号) 新旧対照表 (抄)

改正案	現行
第1条及び第2条 (現行のとおり)	第1条及び第2条 (略)
(勤務日数及び勤務日の割り振り) 第3条 一般職非常勤職員の勤務日数は、1月当たり11日以上16日以内とし、勤務日の割り振りは、職務内容に於て所屬長が定めるものとする。	(勤務日数及び勤務日の割り振り) 第3条 一般職非常勤職員の勤務日数は、1月について16日とし、勤務日の割り振りは、職務内容に於て所屬長が定めるものとする。
2 (現行のとおり)	2 (略)
第4条から第9条まで (現行のとおり)	第4条から第9条まで (略)
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第10条 一般職非常勤職員の年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1月当たりの勤務日数及び警視庁のいずれかの職に引き続き在職した期間(以下「在職期間」という。)に於て、1会計年度において別表第1のとおりとする。	第10条 一般職非常勤職員の年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、警視庁のいずれかの職に引き続き在職した期間に於て、1会計年度において別表第1のとおりとする。
2 前項の規定にかかわらず、1会計年度において引き続き在職する期間(以下「在職する期間」という。)が12月に満たない一般職非常勤職員の年次有給休暇については、1月当たりの勤務日数及び在職する期間に於て、別表第2のとおりとする。	2 前項の規定にかかわらず、1会計年度において引き続き在職する期間が12月に満たない一般職非常勤職員の年次有給休暇については、別表第2のとおりとする。
3 前2項の規定にかかわらず、警視庁の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であった者が引き続き一般職非常勤職員として新たに任用される場合又は警視庁の	3 前2項の規定にかかわらず、警視庁の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であった者が引き続き一般職非常勤職員として新たに任用される場合又は警視庁の

一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き一般職非常勤職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、一般職非常勤職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位の切り上げた日数）に、前付与日前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに1月当たりの勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (現行のとおり)

(年次有給休暇の単位)

第11条 一般職非常勤職員の年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認める場合は、半日又は1時間を単位として与えることができる。

2から5まで (現行のとおり)

第12条から第21条まで (現行のとおり)

(夏季特別休暇)

第22条 一般職非常勤職員の夏季特別休暇は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都規

一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き一般職非常勤職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、一般職非常勤職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位の切り上げた日数）に、前付与日前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに警視庁のいずれかの職に引き続き在職した期間及び任用日の属する1会計年度において引き続き在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

4 (略)

(年次有給休暇の単位)

第11条 一般職非常勤職員の年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認める場合は、半日又は1の年度において5日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が5日未満の場合は、その日数の範囲内）で1時間を単位として与えることができる。

2から5まで (略)

第12条から第21条まで (略)

(夏季特別休暇)

第22条 一般職非常勤職員の夏季特別休暇は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都規

則第55号。以下「規則」という。)第26条第1項に規定する夏季の期間において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とし、1日を単位として、1月当たりの勤務日数に応じて、別表第4に掲げる日数以内で承認する。

第23条及び第24条 (現行のとおり)

(介護休暇を承認することができる一般職非常勤職員)

第25条 所属長は、一般職非常勤職員が次の各号のいずれにも該当する場合は、介護休暇を承認するものとする。

- (1) 在職期間が1年以上である一般職非常勤職員
- (2) (現行のとおり)

第26条 (現行のとおり)

(介護時間を承認することができる一般職非常勤職員)

第27条 所属長は、一般職非常勤職員が在職期間が1年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第28条及び第29条 (現行のとおり)

別表第1 (第10条関係)

則第55号。以下「規則」という。)第26条第1項に規定する夏季の期間において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とし、1日を単位として、3日以内で承認する。

第23条及び第24条 (略)

(介護休暇を承認することができる一般職非常勤職員)

第25条 所属長は、一般職非常勤職員が次の各号のいずれにも該当する場合は、介護休暇を承認するものとする。

- (1) 警視庁のいずれかの職に引き続き在職した期間が1年以上である一般職非常勤職員
- (2) (略)

第26条 (略)

(介護時間を承認することができる一般職非常勤職員)

第27条 所属長は、一般職非常勤職員が警視庁のいずれかの職に引き続き在職した期間が1年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

第28条及び第29条 (略)

別表第1 (第10条関係)

在職する 1月当たり の勤務日数	14日未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
	15日及び 16日	10日	11日	12日	14日	16日	20日
	11日から 14日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日
		5日	6日	6日	8日	9日	10日

別表第2 (第10条関係)

在職する 1月当たり の勤務日数	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	15日及び 16日	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日
	11日から 14日まで	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日	0日

別表第3 (第10条関係)

1 1月当たりの勤務日数が15日及び16日

在職する 期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
	10日	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	1年未満	10日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	1年	11日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日
	2年	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日
	3年	14日	13日	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日
4年	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	5日	4日	3日
5年	18日	17日	15日	14日	12日	11日	9日	8日	6日	5日	3日	2日
6年以上	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

在職期間	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

別表第2 (第10条関係)

在職する期間	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
付与日数	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日

別表第3 (第10条関係)

在職する 期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
	10日	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	1年未満	10日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	1年	11日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日
	2年	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日
	3年	14日	13日	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日
4年	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	5日	4日	3日
5年	18日	17日	15日	14日	12日	11日	9日	8日	6日	5日	3日	2日
6年以上	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

2 1月当たりの勤務日数が11日から14日まで

在職する 期間	在職する期間											
	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日	0日	0日
1年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日	0日	0日	0日
2年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日	0日	0日	0日
3年	8日	8日	8日	8日	8日	8日	5日	3日	2日	0日	0日	0日
4年	9日	9日	9日	9日	9日	9日	5日	4日	2日	0日	0日	0日
5年	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	4日	2日	0日	0日	0日
6年以上	11日	11日	11日	11日	11日	11日	7日	4日	2日	0日	0日	0日

別表第4 (第22条関係)

1月当たりの勤務日数	16日	15日	14日	13日	12日	11日
夏季特別休暇承認日数	3日	3日	2日	2日	2日	2日

東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月 日

東京消防庁
消防総監 村上 研一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、<u>次条に規定する1月当たりの勤務日数に応じて、別表第1に定める1日の勤務時間の</u><u>中から職務の性質に応じて人事部長が定める。</u></p> <p>(勤務日数及び勤務日の割振り)</p> <p>第3条 職員の勤務日数は<u>おおむね1月当たり11日以上16日以内で職務の性質に応じて人事部長が定め、勤務日の割振りは所属長が定める。</u></p> <p>[2・3 略]</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、<u>1月当たりの勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）</u>に応じて、1会計年度において<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1会計年度において引き続き<u>在職する期間（以下「在職する期間」という。）</u>が12月に満たない職員の年次有給休暇については、<u>1月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であった者が引き続き職員と</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、<u>1日について7時間45分とする。</u></p> <p>(勤務日数及び勤務日の割振り)</p> <p>第3条 職員の勤務日数は<u>月16日とし、勤務日の割振りは職務の性質に応じて所属長が定める。</u></p> <p>[2・3 同左]</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、<u>東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間</u>に応じて、1会計年度において<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1会計年度において引き続き<u>在職する期間</u>が12月に満たない職員の年次有給休暇については、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職であった者が引き続き職員と</p>

して新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに1月当たりの勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第4に定める日数を加えた日数から、前付与前日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

[4 略]

（年次有給休暇の単位）

第12条 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が1日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、半日又は1時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、1時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。

[削る]

して新たに任用される場合又は東京都の一般職の非常勤の職に在職する者が年度中途において引き続き職員として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、職員に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与前1年の期間内に付与された年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間及び任用日の属する1会計年度において引き続き在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数から、前付与前日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いたものとする。

[4 同左]

（年次有給休暇の単位）

第12条 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日又は一の年度において5日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が5日未満のときは、その日数の範囲内）で1時間を単位として与えることができる。

[新設]

2 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、第

4 半日を単位とする年次有給休暇は、1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分とする。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、人事部長が別に定める。

[5・6 略]

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規程に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、20日（第11条第3項に規定する職員については、別表第2に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

[2・3 略]

(夏季休暇)

第23条 [略]

2 夏季休暇は、1日を単位とし、1月当たりの勤務日数に応じて、別表第5に掲げる日数以内で承認する。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の夏季休暇については、人事部長が別に定め

3条第2項の規定により1日の勤務時間が7時間45分でない職員が1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときは、一の年度において5日の範囲内で1時間を単位として与えることができる年次有給休暇に含まない。ただし、その年度の最後において、前項の規定により1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算した場合に1日未満の端数があるときは、この限りでない。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、4時間とする。

[5・6 同左]

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 一般職の非常勤の職から引き続きこの規程に規定する職員に任用された場合において、当該年度に付与された年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、20日（第11条第3項に規定する職員については、別表第1に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、一の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

[2・3 同左]

(夏季休暇)

第23条 [同左]

2 夏季休暇は、1日を単位とし、3日以内で承認する。ただし、第3条第2項の規定により1日の勤務時間が7時間45分でない職員の夏季休暇については、人事部長が別に定める。

る。

(介護休暇を承認することができる職員)

第26条 所属長は、職員が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。

(1) 在職期間が1年以上である職員

[(2) 略]

(介護時間)

第27条 介護時間については、規則第27条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「3年の期間内」とあるのは「在職する期間内(東京都の一般職の非常勤の職員として介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。)」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「2時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(2時間を超える場合は、2時間を限度とする。)(次項において「基準時間」という。)」と、同条第3項中「第21条」とあるのは「第19条で準用する規則第21条」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

(介護時間を承認することができる職員)

第28条 所属長は、職員が在職期間が1年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第30条 1時間を単位として使用した第20条及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、第3条第2項の規定により勤務する必要のある職員の第20条及び第24条に規定する休暇の日への換算については、人事部長が別に定める。

[2 略]

別表第1 (第2条関係)

1月当たりの 総務日数	1日の勤務時間
----------------	---------

(介護休暇を承認することができる職員)

第26条 [同左]

(1) 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が1年以上である職員

[(2) 同左]

(介護時間)

第27条 介護時間については、規則第27条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「3年の期間内」とあるのは「在職する期間内(東京都の一般職の非常勤の職員として介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。)」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、同条第3項中「第21条」とあるのは「第19条で準用する規則第21条」と、同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

(介護時間を承認することができる職員)

第28条 所属長は、職員が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が1年以上である場合に介護時間を承認するものとする。

(1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第30条 1時間を単位として使用した第20条及び第24条に規定する休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。

[2 同左]

[新設]

16日	5時間30分、5時間45分、6時間、6時間15分、6時間30分、6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
15日	5時間45分、6時間、6時間15分、6時間30分、6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
14日	6時間15分、6時間30分、6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
13日	6時間45分、7時間、7時間15分、7時間30分又は7時間45分
12日	7時間15分、7時間30分又は7時間45分
11日	7時間45分

別表第2 (第11条、第13条関係)

在職期間 1月当たりの 勤務日数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
11日から14日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日

別表第3 (第11条関係)

在職する期間 1月当たり の勤務日数	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
11日から14日まで	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日	0日	0日

別表第4 (第11条関係)

1 1月当たりの勤務日数が15日及び16日

在職期間 在職する期間	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
	12月	10日	11日	12日	14日	16日	18日
11月	10日	11日	11日	13日	15日	17日	18日
10月	9日	10日	10日	12日	14日	16日	17日
9月	8日	9日	9日	11日	12日	14日	15日
8月	7日	8日	8日	10日	11日	12日	13日
7月	7日	7日	7日	9日	10日	11日	12日
6月	6日	6日	6日	7日	8日	9日	10日

別表第1 (第11条、第13条関係)

在職期間	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

別表第2 (第11条関係)

在職する期間	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
付与日数	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日

別表第3 (第11条関係)

在職する期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	
	1年未満	10日	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
付与日数	1年	11日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	2年	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
3年	14日	13日	12日	11日	10日	9日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	

5月	5日	5日	5日	5日	6日	7日	8日	8日
4月	4日	4日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
3月	3日	3日	3日	3日	4日	4日	5日	5日
2月	2日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	3日
1月	1日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日

4年	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	2日
	18日	17日	16日	14日	12日	11日	9日	8日	6日	5日	3日	2日
5年	18日	17日	16日	14日	12日	11日	9日	8日	6日	5日	3日	2日
6年	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日
以上	18日	17日	16日	14日	12日	11日	9日	8日	6日	5日	3日	2日

2 1月当たりの勤務日数が11日から14日まで

在職期間 在職する期間	1年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	未満	1年	2年	3年	4年	5年	以上
12月	5日	6日	6日	6日	9日	10日	11日
11月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
10月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
9月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
8月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
7月	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
6月	3日	4日	4日	5日	5日	6日	7日
5月	2日	2日	2日	3日	4日	4日	4日
4月	1日	1日	1日	2日	2日	2日	2日
3月							
2月							
1月							
0日							

別表第5 (第23条関係)

[新設]

1月当たりの勤務日数	承認日数
16日	3日
15日	3日
14日	2日
13日	2日
12日	2日
11日	2日

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

改正案

現行

<p>第一条から第十九条の五まで（現行のとおり） （年次有給休暇の付与）</p> <p>第二十条 教育委員会は、一任期ごとに、東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）に応じて、別表第二に規定する日数の年次有給休暇を与える。</p> <p>2から5まで（現行のとおり）</p> <p>6 前項ただし書の規定にかかわらず、日勤講師が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を日勤講師に与えてはならない。</p> <p>7及び8（現行のとおり）</p> <p>第二十一条（現行のとおり） （介護休暇）</p> <p>第二十二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十九条の五まで（略） （年次有給休暇の付与）</p> <p>第二十条 教育委員会は、一任期ごとに、東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間に応じて、別表第二に規定する日数の年次有給休暇を与える。</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>6及び7（略）</p> <p>第二十一条（略） （介護休暇）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2（略）</p>
--	--

<p>3 (現行のとおり)</p> <p>一 在職期間が一年以上である日勤講師</p> <p>二 (現行のとおり)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第二十二條の二 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 教育委員会は、日勤講師が在職期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。</p> <p>第二十三條から第二十九條の二まで (現行のとおり)</p> <p>(派遣)</p> <p>第三十條 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>一 第九條、第十八條、第十九條の二、第二十條第一項、第五項、第六項及び第八項、第二十二條第一項及び第三項、第二</p>	<p>3 (略)</p> <p>一 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である日勤講師</p> <p>二 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第二十二條の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、日勤講師が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。</p> <p>第二十三條から第二十九條の二まで (略)</p> <p>(派遣)</p> <p>第三十條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第九條、第十八條、第十九條の二、第二十條第一項、第五項及び第七項、第二十二條第一項及び第三項、第二十二條の</p>
<p>3 (現行のとおり)</p> <p>二 (現行のとおり)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第二十二條の二 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 教育委員会は、日勤講師が在職期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。</p> <p>第二十三條から第二十九條の二まで (現行のとおり)</p> <p>(派遣)</p> <p>第三十條 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>一 第九條、第十八條、第十九條の二、第二十條第一項、第五</p>	<p>3 (略)</p> <p>一 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である日勤講師</p> <p>二 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第二十二條の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、日勤講師が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が一年以上である場合に介護時間を承認するものとする。</p> <p>第二十三條から第二十九條の二まで (略)</p> <p>(派遣)</p> <p>第三十條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第九條、第十八條、第十九條の二、第二十條第一項、第五</p>

十二条の二第一項及び第三項、第二十八条第三項並びに第二十九
 条第四項及び第五項

二 (現行のとおり)

4及び5 (現行のとおり)

第三十一条 (現行のとおり)

別表第一(第七条関係)

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び 傷病欠勤	(現行のとおり)	(現行のとおり)
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日
私事欠勤 から遅参 早退まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第二及び別表第三 (現行のとおり)
 別記第一号様式及び第二号様式 (現行のとおり)

二第一項及び第三項、第二十八条第三項並びに第二十九
 条第四項及び第五項

二 (略)

4及び5 (略)

第三十一条 (略)

別表第一(第七条関係)

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職及び 傷病欠勤	(略)	(略)
介護欠勤	一日	一日
(新設)		
私事欠勤 から遅参 早退まで	(略)	(略)

別表第二及び別表第三 (略)
 別記第一号様式及び第二号様式 (略)